

# 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

## 1 経緯及び背景

本市では、駐車場法の規定に基づき、駐車場整備地区等において一定規模以上の建築物を新築する場合は、建築物又はその敷地内に駐車施設の附置を義務付ける条例を制定しています。

近年の超高層住宅、宅配需要等の増加といった社会経済状況の変化により、共同住宅の外部からの駐車需要が大きくなっていることから、令和7年3月に駐車場法施行令が一部改正（令和8年4月1日施行予定）され、自動車の駐車需要の多い施設（以下「特定用途」とします。）に共同住宅が追加されることとなりました。

本市の条例では、駐車場法に基づく特定用途に供する部分のある建築物に対して荷さばき駐車施設の附置義務を課しており、現行の規定では令和8年4月1日以降、共同住宅についても荷さばき駐車施設が附置義務の対象に含まれることとなりますが、本市の条例で定める地区における宅配等の実態調査を行い対応を十分に検討する必要があることから、当面の間は、現行と同様に、共同住宅が荷さばき駐車施設の附置義務の対象とならないようにするため、条例を一部改正しようとするものです。

## 2 改正する条例

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

## 3 改正内容

本市の条例における特定用途の定義を次のとおり変更します。

改正後	改正前
劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場	法の例による（劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの）

※駐車場法施行令第18条で規定する特定用途から共同住宅を除く趣旨

## 4 施行年月日（予定）

令和8年4月1日